

自分が亡くなった後の次の相続についても指定できる

家族信託を使うと、自分が亡くなった後の次の相続についても誰に相続させるのかを指定することができます。これを「**後継ぎ遺贈型受益者連続信託**」と言います。

例えば、一旦、娘に自宅を相続させて、娘が亡くなったら孫に自宅を相続（遺贈）させるということも可能なのです。

遺言では自分が亡くなったときのことしか指定ができませんので、次の相続についても指定できるのは家族信託の大きなメリットです。

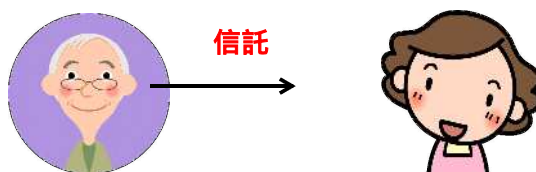
遺言の場合



本人（遺言者） 娘（相続人）

遺言書「私の遺産を娘に相続させる」

信託の場合



本人A（委託者） 娘B（受託者・一次受益者）



孫C（二次受益者）

信託契約

設定時：「委託者A、受託者B、受益者A」
A死亡時：「受益者をBとする」
B死亡時：「受益者をCとする」